

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-01	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事
事務事業名	身体障害者手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	千葉
							内線 2687
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 27年度 <input type="radio"/> 26年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 25年度		根拠	身体障害者福祉法			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画		<input checked="" type="radio"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	身体障害者福祉法で定められた障がいの認定をされた者に身体障害者手帳の交付をする。身体障がい者に対して、相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要であり、福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	身体障害者福祉法別表に掲げる障がいがあると認められた者 ・平成27年4月30日現在数：7,035人（18歳未満含） 肢体不自由：3,705人、視覚障がい：520人、聴覚・言語機能障がい：584人、内部障がい：2,226人						
内容	【身体障害者手帳区分】 ①肢体不自由（1～6級）②視覚障がい（1～6級）③聴覚（2～4級、6級）又は平衡機能障がい（3、5級）④音声機能、言語機能又はしゃく機能障がい（3～4級）⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、又は小腸機能障がい（1、3～4級）⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい（1～4級）⑦肝臓機能障がい（1～4級） 【手帳取得目的】 身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められた範囲の障害程度に該当すると認定された方に交付されるもので、障害者の自立と社会参加を促進する、福祉サービスを受けるために必要とされる。 【手帳交付事務の流れ】 身体に障害のある方は、身体障害者福祉法第15条指定医師の診断を受け、障害者福祉課を経由して、都知事に身体障害者手帳の交付申請を行う。診断書の提出を受けた東京都知事は障害程度を審査した結果、該当すると認めるときは申請者に手帳を交付する。障害の程度に変化があったり、別の障害が加わった場合などは、上記と同様手続きで再交付（更新）申請をすることができる。						
経過	憲法第13条（個人の尊厳）第14条（法の下での平等）及び第25条（国民の生存権、国の社会保障義務等に由来する。 昭和24年 公布（施行は昭和25年4月1日） 昭和59年 「ぼうこう又は直腸機能障がい」が定められる。 昭和61年 「小腸の機能障がい」が追加 平成10年 1月 「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい」が追加 平成14年 4月 障害再認定制度が実施された（1年・3年・5年：見直し期間） 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる。 平成22年 4月 「肝臓機能障がい」が追加 平成26年 4月 医療技術の進歩により、心臓機能障がい（ペースメーカー等を入れた方）、肢体不自由（人工関節等を入れた方）の認定基準が変わる。						
必要性	身体障害者福祉法に基づく事務						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	3,665	4,360	5,081	4,957	4,719	4,088		
③減価償却費		1,453	1,866	1,936	2,028	1,821		
【事務分担量】（%）	45	50	60	60	60	56		
合計（①+②+③）	3,665	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
特定財源の推移	国							
	都							
その他								
一般財源	3,665	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	交付件数（再交付含む）	798	852	802	863	929	806	850
	年度末手帳所持者数	7,615	7,261	7,392	7,664	7,847	7,018	7,200

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①							
②							
③							

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、障がい者の高齢化・重度化が顕著となっているため、日常生活の支援が重要となっている。 ・手帳所持者で、65歳以上が全体の6割以上を占めており、高齢者の対応が必要となってきているので、介護保険制度との連携がさらに重要となっている。 ・障害者の定義に難病等が追加され、障害者手帳が取得できない場合でも対象疾病に該当すれば障害福祉サービス等を受給できることとなったが、障害者手帳に該当する状態となったときには、手帳制度について説明するなど医療機関との連携も必要となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい者が高齢化・重度化となっているため、日常生活の支援のために、高齢関係機関等その他関係機関との連携を図っていく。	ケースワーカーが地域ケア会議に参加し意見交換した。	保健所との連携について検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 質 問 状	
-------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	愛の手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	田崎
				内線	2686		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 42年度		根拠	療育手帳制度要綱、東京都愛の手帳交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	知的障がい者に一貫した相談・支援を行うとともに、これらの者に対する各種サービスの提供に必要な愛の手帳を交付し、福祉の増進を図ることを目的としている。（法律ではなく、要綱で定められる。）国要綱では、「療育手帳」であるが、東京都では、「愛の手帳」という名称を用いている。						
対象者等	児童相談所及び東京都心身障害者福祉センター（更生相談所）において知的障がい者と判定した者 ・平成27年4月30日現在：1,333人（18歳未満含） 1度：55人 2度：278人 3度：330人 4度：670人						
内容	<p>【手帳区分】知的障がいの程度によって1～4度まで定められており、3歳、6歳、12歳、18歳の各時点で再判定を受ける必要がある。（1度：最重度 2度：重度 3度：中度 4度：軽度）</p> <p>【手帳取得目的】手帳は、知的障がい者の日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。</p> <p>【手帳交付事務の流れ】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①交付申請は本人又は保護者が、直接、東京都へ行う。 （18歳未満は、北児童相談所へ、18歳以上は、東京都心身障害者福祉センターへ申請する） ②北児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターは、面接検査を行い、障害程度を判定する。 ③区は、交付状況について、東京都知事から連絡を受ける。 ④区は、本人及び保護者へ来庁依頼の通知文を送付し、各種サービスの手続きをする。 						
経過	昭和42年 4月 「愛の手帳」交付開始（東京都） 昭和48年10月 「療育手帳」交付開始（国） 平成20年 4月 手帳取得判定のための巡回相談を開始 平成21年 1月 個人情報に配慮した新様式の手帳となる						
必要性	東京都「愛の手帳」交付要綱及び療育手帳制度要綱に基づく事務						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	3,258	4,360	5,081	4,957	4,719	4,088		
③減価償却費		1,453	1,866	1,936	2,028	1,821		
【事務分担当】（%）	40	50	60	60	60	56		
合計（①+②+③）	3,258	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	3,258	5,813	6,947	6,893	6,747	5,909	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	交付件数	81	32	45	43	52	45	49
	年度末手帳所持者数	957	952	1178	1218	1299	1333	1382

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①							
②							
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-03	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神障害者保健福祉手帳の交付	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							2688
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 7年度		根拠	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	一定の精神障がいの状態にあるものに対し、各種福祉サービスの提供に必要な精神障害者保健福祉手帳を交付し、精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会参加を図る。						
対象者等	精神障がいの疾患を有する者のうち、長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある者（知的障がい者は除く）。平成27年3月末日現在の手帳所持者数：1648人（うち、1級：122人 2級：801人 3級：725人）※参考：自立支援医療制度利用者3,004人						
内容	【手帳区分】 障がいの程度によって1級～3級に区分される。有効期間は2年（更新可）。 【手帳取得目的】 日常生活の向上、福祉制度の利用及び経済的な負担軽減等、自立と社会参加への援助を受けるために取得する。税の減免や、都営交通の無料乗車証、生保受給者への加算措置、NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象）が受けられる。 【手帳交付事務の流れ】 ①申請書及び変更届の受理及び書類審査、処理簿記載 ②東京都へ申請書類を送付し、都は審査後、手帳発行し区へ送付する ③処理簿記載・点検後、手帳を申請者へ渡す ※申請から交付まで、概ね2～3ヶ月を要する						
経過	平成12年4月 保健所より手帳交付事務が障害者福祉課に移管 平成18年10月 申請書類に顔写真の提出が義務付けられる 平成20年4月 都営交通無料バス（有効期間2年）が無料交付 平成20年10月 NHK受信料免除（区民税非課税世帯対象） 平成22年3月 身体障害者手帳及び愛の手帳と同様の様式に改正 平成23年4月 自立支援医療受給者証と精神障害者福祉手帳の有効期間終了日を合わせられる						
必要性	精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づく事務である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 経由事務のため、予算措置なし。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	5,704	3,384	2,541	929	333	773		
③減価償却費		2,905	933	710	135	325		
【事務分担当】（%）	210	100	30	22	4	10		
合計（①+②+③）	5,704	6,289	3,474	1,639	468	1,098	0	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	5,704	6,289	3,474	1,639	468	1,098	0	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	手帳所持者数(3月31日現在)	1,016	1,139	1,273	1,371	1,523	1,648	1,700

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	所持者数の割合（％）	51	56	60	62	64	精神保健福祉手帳の所持者数 ／自立支援医療利用者数
②							
③	－						－

（問題点・課題分析）	手帳更新後、等級に変更がある場合、病状が改善して等級が下がった場合の本人の認識が無く、手帳交付時の説明に苦慮している。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神疾病での障害年金を受給しているか確認し、診断書が不要でも申請可能となることによって、軽減をはかる。	新規申請での診断書受け取りに来た場合は、精神疾患での年金受給しているか確認している	期限切れ後、3ヵ月間は更新手続きが可能であるので来庁した場合は注意したい
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 （要 質 問 状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-04	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立支援医療（精神通院）制度等	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	鈴木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							2688
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 40年度		根拠法令等	障害者総合支援法第52条、第53条			
終期設定	○有 ●無						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	自立支援医療制度（精神通院）は、精神障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療について、費用の100分の90に相当する額を給付し、福祉の増進を目的とする。所得に応じて、月あたり負担額の上限を設定する。 小児精神医療は、入院医療費を軽減し、児童精神保健の向上及び児童福祉の増進に寄与する。						
対象者等	1 自立支援医療：精神疾患を理由として通院している者で東京都が認めた者 2 小児精神医療：精神病室での入院治療を必要とする18歳未満の者（食事療養費のみ自己負担、承認期間1年）						
内容	自立支援医療：承認されると、個人負担は1割となる。承認期間は1年間。所得に応じて5段階の自己負担上限額の設定（負担上限月額0円～20,000円）。住民税非課税者は、区国保医療費助成か都医療費助成の適用で個人負担はなし。 1 申請から承認の流れ ① 申請書を受取り、書類審査・処理簿記載の上東京都へ送付。 ② 国民健康保険加入者の低所得1及び低所得2の者は、国保受給者証申請の手続き。 ③ 東京都から返送された認定結果と受給者証を申請書と照合、処理簿記載、申請者へ送付。 ④ 障害者福祉課から認定結果を国保年金課へ連絡、国保年金課は国保受給者証を交付。 2 申請者は、申請書に記載した医療機関、薬局等に通院する。 3 申請日から受給者証が申請者本人へ届くまでに、2～3ヶ月を要する。						
経過	平成12年4月 通院医療費公費負担制度（精神保健福祉法第32条）が保健所から事務移管される。2年に1度の更新。ランク付けなし。交付される患者票は医療機関・薬局で保管。 平成12年9月 国に準じ5%の自己負担を導入（生保・国保を除く） 平成15年4月 国保加入者についても自己負担を導入。同年小児精神の承認期間が6ヶ月から1年に変更。 平成18年4月 通院医療費公費負担制度が自立支援医療制度に移行。 平成22年4月 平成22年度以降の有効期間の更新申請時、診断書の提出が2年に1度に変更。 平成24年4月 荒川区住民税課税・非課税者に対して、住民税証明書の替りに職権確認による受付開始 平成25年4月 根拠法令改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法）						
必要性	精神障がい者は継続的通院が必要である一方、就労継続が困難なことが多く、収入の確保が難しい。そのため、経済的負担の軽減により医療の確保が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 経由事務のため、予算措置無し。但し、小児精神と東京都医療助成に関する受理事務交付金あり。 交付金 (1件236円×229件)+(1件471円×2件) = 54,986円						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）	0	0	0	0	0	0
②人件費等	3,871	5,958	2,541	3,191	2,994	3,863		
③減価償却費		4,968	933	1,420	1,217	1,626		
【事務分担量】(%)	135	171	30	44	36	50		
合計(①+②+③)	3,871	10,926	3,474	4,611	4,211	5,489	0	
特定財源	国							
	都	36	38	50	56	64	54	40
	その他							
一般財源		3,835	10,888	3,424	4,555	4,147	5,435	-40
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	自立支援医療申請受理件数	3,155	3,217	4,030	4,069	4,354	4,581	4,700
	自立支援医療受給者数	2,240	2,238	2,449	2,676	2,690	3,004	3,100

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	受理件数（新規・再開・更新・変更届）	4,069	4,354	4,581	4,700	4,900	—
②	受給者数（年度末現在）	2,676	2,690	3,004	3,100	3,200	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	住民税が変更になった場合、上限額が減額になる場合があるので確認し申請者の負担・軽減をはかる。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 経由事務（法定事務）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	精神保健福祉手帳所持者については、同時申請が可能となるよう認定期間を短縮し、申請者の負担・軽減をはかる。	精神障害者手帳所持者には、処理簿等確認により認定期間短縮により、同時申請可能になるよう指導をした。	住民税が変更になった場合、上限額が減額になる場合があるので確認し申請者の負担・軽減をはかる。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-05	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	難病医療費助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	鈴木	内線
				2688
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	●昭和 ○平成 47年度		根拠	東京都難病患者等に係る医療費の助成に関する規則
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援	
目的	難病は原因不明で治療方法が確立していない慢性疾患であり、長期の療養を要するため、患者及び家族に多額の医療費負担がかかる。この経済的負担を軽減することにより医療を確保するとともに、治療研究を進めることを目的とする。			
対象者等	区内居住者で、東京都から指定難病患者として認定された者。 平成27年3月末日現在 認定者数2,243名（65歳以上 1,088名）			
内容	<p>国指定：306疾病、都指定：15疾病 合計：321疾病</p> <p>〔助成内容〕</p> <p>難病治療にかかる医療保険又は介護保険の給付を受ける場合に、医療保険（介護保険）の自己負担（2割）のうち、保険加入者の住民税所得割額に応じた自己負担上限額を差し引いた金額を助成する。 自己負担上限額…（生活保護）0円～上位所得（住民税25.1万円以上）30,000円 ※国指定疾病のみ生活保護対象</p> <p>〔申請手続き〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請受付 ①申請書類等を受取り、東京都へ進達する。②区が受理してから約2ヶ月後に、都から患者本人へ直接医療受給者証又は都医療券が送付される。③年1回更新手続きする。 申請者は、医療受給者証又は都医療券を医療機関に提示して受診する。 関連事業：在宅難病患者医療機器貸与事業、在宅難病患者緊急一時入院事業 			
経過	<p>平成20年 4月 B型・C型肝炎のインターフェロン治療への助成開始。</p> <p>平成21年12月 国11疾病追加（都4疾病を包含）</p> <p>平成23年12月 C型肝炎のテラプレビル3剤併用療法開始</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となり、障害福祉サービス等の対象が、難治性疾患克服研究事業の130疾病まで拡大。</p> <p>平成26年 C型肝炎のインターフェロンフリー（飲み薬）とパニプレビル3剤併用療法助成開始</p> <p>平成26年5月 難病法・改正児童福祉法が成立</p> <p>平成27年1月 難病法・改正児童福祉法（平成27年1月1日施行） 1月から国疾病指定が110疾病となり、7月より国疾病指定が306疾病として医療費助成開始</p>			
必要性	難病に係る医療費は高額になるため、その一部を助成し経済的負担を軽減、医療を確保する必要がある。			
実施方法	（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 經由事務のため予算措置無し。難病医療費助成について東京都から受理事務手数料あり。 交付金（1件236円×1,229件）＋（1件708円×1,861件）＝1,607,632円			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		0	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0	
②人件費等		2,037	5,424	3,388	10,435	8,733	12,508		
③減価償却費			2,992	1,244	4,163	3,549	5,364		
【事務分担量】（%）		60	103	40	129	105	165		
合計（①＋②＋③）		2,037	8,416	4,632	14,598	12,282	17,872	0	
特定財源	国								
	都	特殊疾病等事務費補助金（難病手数料）	472	657	564	632	639	1,607	550
	その他								
一般財源		1,565	7,759	4,068	13,966	11,643	16,265	-550	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	難病認定者（人数）	1,718	1,785	1,852	1,913	2,022	2,243	2,400	
	申請（件数）	1,805	2,088	2,083	2,086	2,210	2,508	2,600	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	難病認定者（人数）	1,913	2,022	2,243	2,400	2,500	—
②	申請（件数）	2,086	2,210	2,508	2,600	2,700	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	難病医療費制度改正により平成27年7月からの医療費助成受付が、国指定難病疾病が306疾病に拡大となり、更新手続も一斉更新から個別の更新になるため注視していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 経由事務
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	追加疾病の動向を注視していく。	27年1月から、国疾病が110に変更となったが、特に問題はなかった	一斉更新から個別の更新となったため、混乱が起きないように対応する
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	継続	対象疾病が拡大されたため、円滑な事務運営に努める。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-06	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	都営交通無料乗車券等の発行事務	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	並木
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）							
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 39年度		根拠	身体障害者等に対する電車乗合自動車、地下高速電車無料乗車券発行規則等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	交通手段の利用料金を無料、あるいは半額にすることにより、障がい者の社会参加を促し生活圏の拡大を図る。						
対象者等	【都営交通無料乗車券】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者 【民営バス運賃割引証】 身体障害者手帳所持者（第1種）・愛の手帳所持者（手帳交付時に発行） 【有料道路通行料金割引】 身体障害者手帳所持者・愛の手帳所持者（介護運転の場合は第1種）						
内容	【都営交通無料乗車券】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：無料乗車券の提示（磁気カードは自動改札）により本人の運賃が無料となる。（第1種の者は手帳を提示することにより介護者1人が半額）有効期間は3年。※精神障害者保健福祉手帳所持者は各定期券発売所で申請する。 【民営バス運賃割引証】 主体：東京都 窓口：障害者福祉課 利用方法：割引証を提示することで介護者も半額割引を受けることができる。（障がい者本人については、手帳の提示で半額となる。） 【有料道路通行料金割引の証明】 主体：東日本高速道路株式会社、首都高速道路、中日本高速道路株式会社、西日本株式会社および阪神高速道路株式会社 窓口：障害者福祉課 利用方法：手帳（証明印）を提示することにより全有料道路5割引きとなる。						
経過	平成12年10月13日 精神障害者都営交通乗車証の発行を開始。 平成15年12月 1日 有料道路通行割引事業の割引券を廃止。手帳の証明印の提示のみで通行割引が受けられるようになり、また、ETCカード利用が可能となった。 平成18年度 都営交通無料乗車券が順次磁気カードに切り替わり、顔写真は不要となる。 平成21年9月30日 更新時以降、有効期限を順次、交付対象者の誕生日末に変更する。 平成21年11月1日～ 磁気式の無料乗車券をICカード式に変更可能となる。 平成24年9月14日 一斉更新において、有効期限の誕生日末への移行が完了となる。						
必要性	障がい者の社会参加を促し、生活圏の拡大を継続していくために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員) 乗車券の発行事務。 都営交通無料乗車券のみ交通局から発行手数料あり（発行1枚につき50円、窓口1ヶ所につき5,000円）						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	国	都	その他	一般財源	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
					特定財源						
予算額					0	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）					0	0	0	0	0	0	0
②人件費等					245	872	847	1,652	1,248	1,159	
③減価償却費						291	311	645	507	488	
【事務分担量】（%）					10	10	10	20	15	15	
合計（①+②+③）					245	1,163	1,158	2,297	1,755	1,647	0
特定財源											
国											
都					97	98	85	122	86	81	86
その他											
一般財源					148	1,065	1,073	2,175	1,669	1,566	-86
実績の推移											
事項名					21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
無料乗車券交付件数					1,881	1,832	1,612	2,347	1,622	1,537	1,600
有料道路割引取扱件数					547	433	516	508	531	497	520

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	無料乗車券交付数	2,347	1,622	1,537	1,600	1,650	—
②	有料道路割引取扱件数	508	531	497	520	570	—
③	民営バス運賃割引証交付数	46	40	43	45	47	—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議事（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-11	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害福祉サービス等相談支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
		担当者名	上野	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-01-05	障害福祉サービス等相談支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 25年度		根拠	障害者総合支援法、児童福祉法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	【計画相談支援】障害福祉サービス等利用申請時の「サービス等利用計画」の作成、利用決定後の連絡調整及びモニタリングに対し計画相談支援給付費を支給し、円滑なサービス利用を支援する。 【地域相談支援】施設入所者・入院者等の退所退院支援（地域移行支援）、移行者や単身障がい者との常時連絡体制確保（地域定着支援）に対し地域相談支援給付費を支給し、地域での生活を支援する。						
対象者等	【計画相談支援】障害福祉サービス及び地域相談支援、障害児通所支援を利用する全ての障がい者（児） 【地域相談支援】地域移行支援 施設や精神科病院を退所・退院し地域生活を希望する障がい者 地域定着支援 地域移行者や単身者等、常時の連絡体制を必要とする障がい者						
内容	【計画相談支援】福祉サービスの利用を希望する障がい者（セルフプラン希望者を除く）は、指定特定・指定障害児相談支援事業所で、生活環境やサービスの利用意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」の作成をうけ、区にサービス利用の申請を行う。 ○サービス利用支援・障害児支援利用援助／新規・変更申請時、モニタリングの結果による計画変更時 ○継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助／モニタリングの結果、計画に変更がない場合 ※モニタリング…計画が利用者の現状に合っているかを定期的に確認するもの。 【地域相談支援】下記の支援を通じ、障がい者が施設や病院でなく地域で暮らせるよう支援する。 ○地域移行支援／施設入所者・精神科入院者が退院・退所し、地域での生活に移行するための相談や住居探しの手助け等の支援を行う。 ○地域定着支援／地域移行者や単身者等、障がい特性による緊急事態に備え常時の連絡体制を必要とする障がい者について、24時間連絡体制を確保し、緊急時の支援を行う。						
経過	平成24年 4月 障害者自立支援法改正（事業実施の経過措置は平成26年度末まで） 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 地域生活支援センターアゼリアで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成26年 4月 アクロスあらかわで特定相談支援・障害児相談支援事業開始 平成27年 3月 障害者福祉課で特定相談支援・障害児相談支援事業開始						
必要性	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、必要である。						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【審査・決定】直営 【支払】東京都国民健康保険団体連合会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		①決算額（27年度は見込み）					7,595	19,554
②人件費等					496	1,537	1,693	
③減価償却費					194	845	813	
【事務分担当】（%）					6	25	25	
合計（①+②+③）		0	0	0	690	2,530	3,738	17,703
特定財源	国					74	256	8,852
	都					37	128	4,425
	その他	0	0	0	0			
一般財源		0	0	0	690	2,419	3,354	4,426
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	サービス利用支援等件数					9	72	975
	地域移行支援件数						2	24
	地域定着支援件数							240

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	計画相談支援給付費	148	扶助費	計画相談支援給付費	1,232	扶助費	計画相談支援給付費	17,703

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	サービス利用支援等件数		9	72	975	1,233	—
②	地域移行支援件数			2	24	36	—
③	地域定着支援件数				240	252	—

（問題点・課題分析）	<p>〔計画相談支援〕セルフプランから計画相談への切り替えを計画的に進めていく必要がある。</p> <p>平成26年度に民間の指定特定相談支援事業所1事業所が開設され、今年度も2事業所が新たに指定申請予定であるが、障害者福祉課・アゼリア・アクロスを含む区内事業所のレベルアップ及び区内福祉サービス事業所等が当事業を開始しやすくするため、事業者連絡会（勉強会）の実施等、体制を整備する必要がある。</p> <p>〔地域相談支援〕平成26年度の支給決定者が1人目である。区内事業所も開設されたことから、地域移行支援・地域定着支援とも、対象者を見極めながら、可能な限り地域での生活を実現していく必要がある。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>法定事業</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障害者福祉課・アゼリア・アクロスにおける計画作成実績が上がるよう体制を強化し、引き続き民間事業者に働きかけていく。	働きかけの結果、26年度中に民間1事業所（特定相談及び地域相談支援）が開設された。	事業者連絡会等、区内事業所との連携体制を整備し、従事者のレベルアップ及び更なる新規事業所の開設につなげていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の安定した福祉サービス利用及び地域生活の推進のため、重要な事業である。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-39	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事
事務事業名	東京都心身障害者扶養共済制度	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名
		担当者名	木下	内線
				2693
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）				
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業
開始年度	○昭和 ●平成 20年度		根拠	東京都心身障害者扶養共済制度条例
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画 ●非計画
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市	
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成	
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援	
目的	心身に障がいのある者の保護者が掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなった後の障がい者に年金を支給し、もって心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図る。			
対象者等	次の①～③の保護者（都内に住所を有し、加入年度の初日の年齢が65歳未満であり、特別な疾病や障がいがなく、保険契約の対象となる健康状態であるものが加入できる）①知的障がい者 ②身体障がい者（1～3級） ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方			
内容	<p>【掛金】1口当たり9,300円～23,300円（2口まで加入可）加入者の加入時の年齢により7段階生活保護受給者や住民税非課税等の場合、申請により1口目の掛金のみ1/2減額される</p> <p>【年金額】1口当たり20,000円/月</p> <p>※年度初日の加入者の年齢が65歳となり、且つ加入期間が20年以上になった以後の月から掛金が免除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が加入者より先に亡くなった場合、加入期間に応じて弔慰金が支給される。 ・加入者の申し出により脱退したときは、加入期間に応じて脱退一時金が支給される。 ・加入者が死亡し、又は重度障がいと認められたときは、毎月定額の年金を心身障がい者または年金管理者の口座に振込。 <p>平成19年2月末に扶養年金制度が廃止となり、既に年金を受給していた場合は、継続して年金が支払い、未受給であった場合には、東京都が清算金を支払う。【年金額】30,000円/月（特約分は別に10,000円/月を付加）</p>			
経過	昭和44年 4月	東京都心身障害者扶養年金制度発足		
	平成18年10月	扶養年金破綻寸前のため、扶養年金審議会より「制度廃止」の答申（12月に廃止決定）		
	平成19年 2月末	扶養年金廃止（受給者には年金の支払いを継続、未受給者には都が清算金を支払う）		
	平成19年 5月	区として説明会を実施		
	平成20年 4月	東京都心身障害者扶養共済制度発足		
必要性	都制度の実施			
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 都の経由事務			

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	0	0	0	0	0	0
①決算額（27年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	
②人件費等		488	174	593	661	665	386	
③減価償却費			58	218	258	270	163	
【事務分担量】（%）		6	2	7	8	8	5	
合計（①+②+③）		488	232	811	919	935	549	
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		488	232	811	919	935	549	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	扶養共済総受給者数（人数）	3	6	8	9	11	30	
	扶養共済区加入者数（人数）	6	11	10	10	10	11	
	扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	0	
	扶養年金区受給者数（人数）	155	147	144	143	140	137	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	扶養共済区加入者数（人数）	10	10	11	12	10	—
②	扶養共済区受給者数（人数）	0	0	0	0	0	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	引き続き制度の周知を図っていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規手帳取得者に対して事業内容の説明を行い事業周知をする。	利用者に対し適切な情報提供を図り、東京都への進達を行った。	今後も継続して事業の周知をし、速やかに都への進達事務を行う。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議会（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-41	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自立支援医療（更生医療）給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	担当者名	鎌田	課長名	小堀
						内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-01	自立支援医療（更生医療）支給事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 24年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付する。						
対象者等	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の者で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められたもの。（一部の障がいについては区が必要と認めた者）						
内容	<p>【主な治療内容】心臓機能障がいでのペースメーカー埋め込み手術、視覚障がいでの網膜はく離手術、人工透析、抗HIV療法等</p> <p>【医療費給付内容】</p> <p>①指定医療機関での保険診療における医療費の自己負担分に対し、各種保険法で定められた高額療養費を限度として給付 ②入院の場合の食事療養費 ③移送費、施術費、治療材料費等</p> <p>【医療費の審査及び支払】社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託</p> <p>【事務処理】</p> <p>利用者は区に対し更生医療の申請を行い、区は東京都心身障害者福祉センターに要否判定依頼（一部の障がいは区で判定）を行い、必要と認められる場合は指定医療機関に更生医療券発行及び利用者に決定通知を交付。治療後、利用者の加入している社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に診療報酬及び事務手数料支払う。</p>						
経過	<p>平成18年4月 障害者自立支援法第52条（自立支援医療）に移行 医療費1割負担化、食費が食事療法であっても原則実費負担となる。</p> <p>平成19年3月 生活保護受給中の人工透析受術者が更生医療に移行（68人）</p> <p>平成22年4月 肝臓機能障がいに対する肝臓移植及び術後の抗免疫療法が対象となる。</p> <p>平成25年4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法）となる。</p>						
必要性	法に定められている事業であり、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業である。						
実施方法	<p>（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>【決定】直営</p> <p>【審査・支払】社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	431,135	490,133	669,664	533,109	560,550	540,559
①決算額（27年度は見込み）		431,134	490,133	527,247	514,111	510,711	516,062	515,316
②人件費等		2,036	1,482	1,524	1,239	1,663	1,545	
③減価償却費			494	560	484	676	650	
【事務分担当】（%）		25	17	18	15	20	20	
合計（①+②+③）		433,170	492,109	529,331	515,834	513,050	518,257	515,316
特定財源	国	211,644	236,720	269,295	262,517	249,954	259,707	257,658
	都	105,822	118,360	134,647	131,259	124,977	129,853	128,829
	その他							
一般財源		115,704	137,029	125,389	122,058	138,119	128,697	128,829
実績の推移	入院（レセプト件数）	267	216	268	282	241	254	259
	通院（レセプト件数）	1,400	1,612	1,781	1,805	1,931	2,106	1,947
	訪問看護（レセプト件数）	—	—	—	2	4	0	2
	入院利用者数（給付決定件数）	42	55	25	33	27	25	28

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	510,711	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	516,062	扶助費	腎臓機能障がい、免疫機能障がい等	515,316

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	入院（レセプト件数）	282	241	254	259	259	
②	通院件数（レセプト件数）	1,805	1,931	2,106	1,947	1,947	
③	訪問看護（レセプト件数）	2	4	0	2	2	

（問題点・課題分析）	-						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業						

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-42	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	心身障害者医療助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	大谷
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-11-02	心身障害者医療助成事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 49年度		根拠	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例、心身障害者医療費助成要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	東京都の心身障がい者の医療費の一部を助成することにより、心身障がい者の健康の保持に寄与するとともに、福祉の増進を図る。						
対象者等	【障がい要件】①知的障がい者1～2度②身体障がい者1～3級※3級は内部障がいのみ 【所得制限】年間所得360万4千円以下（扶養親族なし）、扶養親族1名加わるごとに38万円加算 【年齢制限】新規で障がい要件を満たす場合は65歳未満※65歳以前に受給者証を有していた者は対象						
内容	【医療券発行】 ○医療券有効期間 9月（又は新規取得日）から翌年8月末日まで ○現況調査 毎年8月末日現在受給者に対し、保険、所得状況の証明依頼を発送 【医療助成概要】 ○受給者負担割合（医療費） なし（非課税者）又は1割（課税者） ※入院時の保険適用外相当額は、受給者負担 ○助成額 各種医療保険の自己負担から、上記受給者負担を差し引いた額 【更新】 ○所得調査 所得証明願いを発送（知的障害者施設は6月下旬、転入・未申告の者は8月上旬に発送） ○保険調査 社会保険等、保険の確認が取れない者には、調査票を発送（7月上旬） ○受給者証発送 現況調査の結果により、資格のある者に一斉に受給者証を発送（8月下旬発送）						
経過	昭和49年 7月 心身障害者医療助成制度開始 開始時要件：身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、年間所得350万円以下 昭和59年 9月 障がい程度に内部障がい3級を追加 10月 社会保険被保険者を対象化 平成 6～14年 健康保険法等改正に伴う制度調整（H6食事療養費助成、H9薬剤負担助成等） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行に伴い、知的障がい者の施設入所者を対象化 平成20年 4月 後期高齢者医療制度発足に伴い、対象者の変更 国保年金課から障害者福祉課へ事務移管						
必要性	心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担を軽減し、心身障がい者の健康の保持及び福祉の増進を図る上で必要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 受給者証の交付申請受付・審査・発行事務 都外医療機関受診者の医療費助成額の審査・支給事務						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	524	329	279	254	254	257
①決算額（27年度は見込み）		270	187	269	241	230	246	254
②人件費等		4,072	6,453	4,658	5,492	4,990	2,704	
③減価償却費			2,150	1,711	2,904	2,028	1,138	
【事務分担量】（%）		50	74	55	90	60	35	
合計（①+②+③）		4,342	8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	254
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		4,342	8,790	6,638	8,637	7,248	4,088	254
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	医療費助成対象者（人数）	1,845	1,871	1,812	1,804	1,786	1,765	1,782
	支給件数（延べ数）	1,412	1,521	1,389	1,535	1,561	1,943	1,680
	都外医療機関助成金額（円）	11,721,993	10,749,368	10,041,782	11,458,918	11,880,000	13,600,000	15,000,000

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品、窓あき封筒等	27	需用費	消耗品、窓あき封筒等	23	需用費	消耗品、窓あき封筒等	27
役務費	受給者証等郵送料	188	役務費	受給者証等郵送料	208	役務費	受給者証等郵送料	209
委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	15	委託料	封入作業委託料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	医療費助成対象者数	1,804	1,786	1,765	1,782	1,874	各年度末の受給者証交付人数
②	医療費助成支給件数	1,535	1,561	1,943	1,680	1,441	都外医療機関医療費助成件数
③	医療費助成支給人数	553	526	645	575	472	都外医療機関医療費助成人数

（問題点・課題） （指標分析）	今後も利用者に対してのより徹底した周知をしていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新規手帳取得者の内対象者については、サービスの概要を利用者に周知する。	利用者の申請漏れがないよう、適切な説明及び申請をおこなった。	今後もサービス概要の利用者への周知を徹底していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 旨 状）	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-43	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事														
事務事業名	障がい者団体補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀															
			担当者名	岩崎	内線	2691															
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-01	障害者団体補助																			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業															
開始年度	●昭和 ○平成 58年度		根拠	荒川区障害者団体等運営費補助金交付要綱																	
終期設定	○有 ●無 年度		法令等																		
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画															
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市																			
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成																			
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援																			
目的	区内に所在する障がい者団体及び障がい者団体連合会に対し、その自主的な活動を積極的に援助・育成するため、予算の範囲内において、その運営費の一部を補助し、障がい者福祉の増進を図る。																				
対象者等	26年度補助金交付団体（会員数）交付金額12万円の団体・身体障害者更生会（54名）・身障児父母の会（52名）・のぞみの会（57名）・聴覚障害者協会（52名）・視力障害者福祉協会（52名）・腎友会（54名）：15万円手をつなぐ親の会（153名）：10万円連合会																				
内容	<p>【補助金算定基準】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">団体の会員数（人）</td> <td style="text-align: center;">補助金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30 ～ 50</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51 ～ 100</td> <td style="text-align: center;">120,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">101 ～ 200</td> <td style="text-align: center;">150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">201 ～ 300</td> <td style="text-align: center;">180,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 ～ 400</td> <td style="text-align: center;">210,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">401以上</td> <td style="text-align: center;">240,000円</td> </tr> </table> <p>※ 荒川区心身障害児者福祉連合会の補助金額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。 （実績：13～25年度各年度10万円）</p>							団体の会員数（人）	補助金額	30 ～ 50	60,000円	51 ～ 100	120,000円	101 ～ 200	150,000円	201 ～ 300	180,000円	301 ～ 400	210,000円	401以上	240,000円
団体の会員数（人）	補助金額																				
30 ～ 50	60,000円																				
51 ～ 100	120,000円																				
101 ～ 200	150,000円																				
201 ～ 300	180,000円																				
301 ～ 400	210,000円																				
401以上	240,000円																				
経過	昭和 58年 事業開始 平成 元年 連合会の補助金額を予算の範囲内と定める 平成 2～4年 補助算定基準改定 平成 5年 荒川腎友会を対象団体に追加																				
必要性	当事者又は家族等により構成される団体に対してその運営経費の一部を補助することにより、団体の自主的な活動を援助・支援し、障がい者団体の活発な活動や福祉の増進を図るために、必要である。																				
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)																				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,000	1,000	1,000	1,000	970	970
①決算額（27年度は見込み）		1,000	1,000	1,000	970	970	970	970
②人件費等		367	419	191	549	723	682	
③減価償却費			436	218	323	845	488	
【事務分担当】（%）		15	15	7	10	25	15	
合計（①+②+③）		1,367	1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	970
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,367	1,855	1,409	1,842	2,538	2,140	970
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	団体数	8	8	8	8	8	8	8
会員数	614	623	623	502	528	467	480	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970	負担金補助等	団体補助	970

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	補助団体数	8	8	8	8	8	補助基準を満たしている団体数
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題 指標分析）	
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施：江東区、中野区、目黒区、葛飾区、練馬区
他 区 の 実 況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む 具体的な改善内容	平成26年度に実施した 改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各団体の会員数、事業実施状況の把握	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの実施	会員名簿のチェック、活動内容のヒアリングの徹底
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 （ 要 質 問 状 ）	11年三定 決特 「補助対象の連合会非加盟団体への拡大化について」
--------------------------------------	-----------------------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-44	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者運動会補助		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	岩崎	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-12-02	障害者運動会補助					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 56年度		根拠	荒川区障害者運動会運営費補助金交付要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者団体等の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」の経費の一部を補助することにより、障がい者福祉の向上に寄与する。						
対象者等	【補助対象事業】荒川区心身障害児者福祉連合会が開催する荒川区障害者運動会						
内容	<p>【事業名】 荒川区障害者大運動会</p> <p>【実施日】 9月最終日曜日</p> <p>【場 所】 区立第一中学校校庭又は体育館（雨天時）</p> <p>【参加者】 区内障がい者（児）、家族及び関係者 26年度参加者671名</p> <p>【主 催】 荒川区心身障害児者福祉連合会</p> <p>【後 援】 荒川区、荒川区社会福祉協議会</p> <p>※ 民生委員ほか、多数のボランティアの協力を得て実施</p>						
経過	<p>平成10年 4月 補助金額を10%削減</p> <p>平成12年 4月 必要経費を除く経費を3ヵ年かけ、段階的に削減（12年度72万円、13年度62万円、14年度52万円）</p> <p>平成14年 4月 障がい者団体等の要望により補助金の削減を凍結</p> <p>平成15年 4月 運営費補助金交付要綱策定</p>						
必要性	障がい者団体の自主的な活動であり、区としてもその活動を後援している。また、障がい者だけでなく家族の交流の場ともなっているため、必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		520	520	520	520	520	520
①決算額（27年度は見込み）		520	520	520	520	520	520	520
②人件費等		489	419	273	271	723	887	
③減価償却費			436	311	323	845	975	
【事務分担当】（%）		20	15	10	10	25	30	
合計（①+②+③）		1,009	1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	520
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,009	1,375	1,104	1,114	2,088	2,382	520
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	参加人数	750	750	759	715	635	671	680

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520	負担金補助等	運動会補助	520

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	参加人数	715	635	671	680	680	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 実施：渋谷区、足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-47	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	福祉事業事務費（障害者相談員）		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	中村	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-01	福祉事業事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 43年度		根拠	身体障害者相談員設置要綱及び知的障害者同要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	相談員が身体・知的障がい児者に対し、各種相談や日常生活の援助等を行う。						
対象者等	【相談員】 身体障害者相談員：11名 知的障害者相談員：6名						
内容	<p>【相談員】</p> <p>区長が選任した相談員に2年間業務を委託する</p> <p>相談員：自宅相談や出張相談を行い、活動記録簿に記録、毎年4月10日までに報告書により区に報告する。報償費は毎年9月及び3月に、それぞれの月までの分をまとめて支給する。</p> <p>研修：年2回程度、区で行う。</p>						
経過	<p>平成11年 4月 都が相談員の年齢制限を導入（新任65歳未満、再任73歳未満）</p> <p>平成12年 4月 相談員事業が都から区へ事務移管（事務処理特例）</p> <p>平成24年 4月 相談員事業の実施主体が都から区へ移管</p>						
必要性	-						
実施方法	（一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区長選任の相談員に2年間委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		20,385	21,323	22,558	23,003	31,370	30,679	30,568
①決算額（27年度は見込み）		19,304	20,608	21,935	22,390	30,314	29,200	30,568	
②人件費等		2,687	610	847	165	166	773		
③減価償却費			203	311	65	68	325		
【事務分担量】（%）		33	7	10	2	2	10		
合計（①+②+③）		21,991	21,421	23,093	22,620	30,548	30,298	30,568	
特定財源	国								
	都	福祉のまちづくり推進事務費委託金	833	948	908	163	100	105	100
	その他								
一般財源		21,158	20,473	22,185	22,457	30,448	30,193	30,468	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	身体相談（件数）	396	295	329	342	234	236	360	
	知的相談（件数）	298	250	259	263	116	79	152	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	相談員活動費	651	報償費	相談員活動費	654	報償費	相談員活動費	680
一般需用費	相談員研修用消耗品	33	需用費	相談員研修用消耗品	33	需用費	相談員研修用消耗品	33
	その他事務費	29,630		その他事務費	28,513		その他事務費	29,855

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	-						-
②	-						-
③	-						-

（問題点・課題分析）	=
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-48	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障害支援区分認定事務費		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	細谷	内線	2689	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-02	障害支援区分認定事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業 ●それ以外の継続事業			
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者介護給付費等の支給に関する審査会条例			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障害者総合支援法に定める障害福祉サービス提供の根拠となる、障害支援区分認定のための調査および審査会開催を目的とする。						
対象者等	介護給付費および訓練等給付費の支給申請者および支給決定の変更の申請者のうち、18歳以上の者						
内容	<p>[障がい認定の流れ] 介護給付の申請→認定調査→一次判定→審査会（二次判定）→障害支援区分の認定 訓練等給付の申請→認定調査のみ ※障害支援区分……介護給付の必要度を表す7段階の区分（区分1～6、非該当：区分6が高い）</p> <p>[審査会開催回数] 3合議体、月3回開催 開催回数・・・年間36回（予定）</p> <p>[審査会委員構成] 任期2年 医師会医師6名、大学教授・准教授3名、社会福祉士1名、社会福祉協議会職員1名 福祉施設職員3名、当事者1名</p>						
経過	平成18年4月 障害者自立支援法施行 平成18年5月 認定調査開始 平成18年6月 審査会開始 平成25年4月 障害者自立支援法改正 障害者総合支援法になり、難病患者が対象となる 平成26年4月 障害程度区分から障害支援区分へ移行						
必要性	支給決定の仕組みを透明化、明確化するために認定調査や審査が必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	16,367	13,724	15,246	15,041	15,268	15,689
①決算額（27年度は見込み）		13,201	11,150	12,954	13,967	13,628	13,611	15,929
②人件費等		10,587	9,156	15,668	15,696	16,218	15,064	
③減価償却費			3,050	5,754	6,131	6,591	6,339	
【事務分担当】（%）		130	105	185	190	195	195	
合計（①+②+③）		23,788	23,356	34,376	35,794	36,437	35,014	15,929
特定財源	国	3,132	2,378	2,033	5,303	3,694	3,499	5,923
	都					1,846	1,749	2,961
	その他							
一般財源		20,656	20,978	32,343	30,491	30,897	29,766	7,045
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	審査会開催回数（回）	35	31	33	32	34	32	36
	障害支援区分認定件数（人）	290	215	293	444	268	301	437

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,488	報酬	審査会委員・非常勤報酬	10,217	報酬	審査会委員・非常勤報酬	11,346
共済費	社会保険料（非常勤）	1,056	共済費	社会保険料（非常勤）	1,059	共済費	社会保険料（非常勤）	1,072
旅費	調査旅費等	606	旅費	調査旅費等	539	旅費	調査旅費等	714
需用費	消耗品費等	102	需用費	消耗品費等	95	需用費	消耗品費等	125
役務費	意見書作成手数料等	1,376	役務費	意見書作成手数料等	1,701	役務費	意見書作成手数料等	2,672

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	申請件数（人）	480	383	440	473	547	—
②	障害支援区分認定件数（人）	444	268	301	437	405	—
③	—						—

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分の認定期間は原則3年間である。平成18年度の制度導入後、3年周期で認定件数の多い年度が到来し、最も件数が多かった平成24年度の更新申請が平成27年度に訪れる見込みである。そのため、効率的に区分認定を行っていく必要がある。 ・障害福祉サービスの対象となる難病数が拡大する見込みである。新たな対象者の区分認定を円滑に行うとともに、難病の調査に係るノウハウを蓄積していく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	新たな「障害支援区分」制度に対応し、的確な調査、判定を実施していく。	新しい判定ソフトの導入と、その適切な運用に努め、前年度を超える440件の申請に対応した。	新制度への理解を深め、3年周期の更新件数の増加にも対応できるようにする。
②	引き続き申請数の増加にも的確な対応ができるよう、業務に熟知した認定調査員の配置を継続する。	業務に熟知した認定調査員の配置を継続した。	申請件数の増加にも対応ができるよう、同一の認定調査員を継続配置する。
③	審査会については、引き続き3部会により構成し、適正な審査判定を行う。	引き続き3部会での審査判定を行い、301名に区分認定を行った。	引き続き3部会構成で審査会を運営していく。新任の委員に対しては適切な情報提供、研修を実施していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要質問 状）	
------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-49	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	聴覚障がい者相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	岩崎	内線	2691	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-14-03	聴覚障害者相談事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 54年度		根拠	荒川区聴覚障害者相談支援事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	手話通訳者による相談日を設け、聴覚障がい者のための区役所内等での各種相談を容易にする。						
対象者等	区内に住所を有する身体障害者手帳を交付された聴覚障がい者等						
内容	<p>【窓口相談】 障害者福祉課窓口に手話通訳者を配置する。 相談日：毎週火曜日の午後1時～午後4時 手話通訳者：1名（報償費1回の派遣あたり@1,500×3時間） 平成26年度実績114件</p> <p>【専門相談】 窓口相談では対応の難しい専門的な相談内容については、東京聴覚障害者自立支援センターの実施する聴覚障害者相談支援ネットワーク事業を活用することで、様々な分野の相談を包括して行う。 平成26年度実績9件（20時間）</p>						
経過	昭和56年 4月	相談日増	月1回→月2回				
	平成10年 4月	用語改定	手話通訳者の資格（国が実施する手話通訳認定者）				
			手話通訳者の委嘱（任期1年）				
			手話通訳者に対する謝礼（1回半日6,000円）				
	平成13年 4月	手話通訳者時間変更	（午前9:00～12:00、派遣あたり@1,500×3時間）				
	平成15年 4月	手話通訳者時間変更	（午後1:00～4:00、派遣あたり@1,500×3時間） （区報掲載）				
	平成18年 6月	手話通訳者曜日変更	第2・4火曜日				
	平成21年 4月	手話通訳者回数変更	（毎週・火曜日）、専門相談事業開始				
必要性	手話は聴覚障がい者の有効なコミュニケーション手段であり、当事業においては障害者福祉課における手続き等相談だけではなく、他課の相談も行っており、必要である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		336	345	281	320	289	309
①決算額（27年度は見込み）		234	306	259	230	248	309	249
②人件費等		774	558	545	271	579	444	
③減価償却費			581	622	323	676	488	
【事務分担量】（%）		20	20	20	10	20	15	
合計（①+②+③）		1,008	1,445	1,426	824	1,503	1,241	249
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		1,008	1,445	1,426	824	1,503	1,241	249
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	窓口相談（件数）	96	108	153	90	99	114	120
	専門相談（時間数）	4	18	8	0	14	20	20

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	手話通訳謝礼	225	報償費	手話通訳謝礼	216	報償費	手話通訳謝礼	216
委託料	専門相談	23	委託料	専門相談	93	委託料	専門相談	33

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度見込み	目標値(28年度)	
①	窓口相談（件数）	90	99	114	120	130	—
②	専門相談（時間数）	0	14	20	20	20	
③	—						—

（問題点・課題分析）	—
他区の実況	（実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） 実施：中央区、新宿区、台東区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-57	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神保健福祉事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鈴木	内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-01	精神保健福祉事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 41年度		根拠	精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	地域精神保健福祉活動の中心として、関係諸機関・施設との連絡調整のもとに、精神障がい者の早期治療の促進及び社会適応・復帰を援助するため相談・訪問等を積極的に行う。また、精神保健福祉に対する区民の意識を高める。						
対象者等	区民及び区内精神障がい者（推定数3,300人）その家族、関係者。						
内容	1 予防と健康の保持増進 （1）普及啓発：講演会（年2回）、ひきこもり家族教室（年8回） 依頼による健康教育、区報を利用した知識の普及 （2）相談：こころの健康相談（年48回）、思春期・ひきこもり心理相談（年24回） 統合失調症家族教室（年4回）、保健師による訪問指導、来所・電話相談（随時） 2 保護 警察官通報（精神保健福祉法第23条）、区長同意、移送 3 組織の育成 精神障がい者家族会（めぐみ会）支援 精神障がい者ホームヘルプステップアップ研修の実施 4 精神施設利用者交流 スポーツ交流会（年1回）						
経過	平成14年度 区内の精神障がい者施設に呼びかけてスポーツ交流会開催 平成17年度 精神保健福祉ボランティア講座を生活支援センターへ委託 平成18年度 自立支援法施行により、精神障がい者ヘルパー養成研修が廃止される。（区独自で精神障がい者ヘルパーステップアップ研修実施） 組織改正により保健所から事務移管 平成22年度 自殺予防事業の実施に伴い、思春期・ひきこもり心理相談及びひきこもり家族教室を組み入れた 平成26年度 精神保健福祉法一部改正に伴う条番号改正 24条通報→23条通報						
必要性	区民の精神的健康の保持増進、精神疾患の早期治療、並びに精神障がい者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加を図る取り組みは、地域住民の福祉のために不可欠である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	2,526	2,726	2,461	2,500	2,499	2,479
①決算額（27年度は見込み）		2,155	2,373	2,279	2,443	2,469	2,443	2,498
②人件費等		9,773	10,028	11,857	10,905	10,559	10,396	
③減価償却費			3,341	4,354	4,260	4,732	4,877	
【事務分担量】(%)		120	115	140	132	140	150	
合計(①+②+③)		11,928	15,742	18,490	17,608	17,760	17,716	2,498
特定財源		0	0	0	0			
国								
都	障害者施策推進包括補助事業補助金	205	250	193	224	222	224	242
その他								
一般財源		11,723	15,492	18,297	17,384	17,538	17,492	2,256
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	区長同意・解除（人数）	71	98	73	59	75	27	30
	警察官24条通報（件数）	39	37	28	33	43	47	50
	相談者数（精神科医・臨床心理士）	143	164	206	211	196	261	280
	ホームヘルプ講座参加者（実人数）	61	98	-	93	140	131	140

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	精神科医師・臨床心理士	1,861	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,861	賃金	精神科医師・臨床心理士	1,862
報償費	講演会講師謝礼	361	報償費	講演会講師謝礼	341	報償費	講演会講師謝礼	377
需用費	消耗品等	89	需用費	消耗品等	91	需用費	消耗品等	101
役務費	保険料	9	役務費	保険料	9	役務費	保険料	9
使用料等	スポーツ交流・講演会会場	29	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	21	使用料等	スポーツ交流・講演会会場	29
負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120	負担金補助等	家族会補助	120

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 精神科医師・臨床心理士相談者 (延べ人数)	211	196	261	280	300	—
	② 保健師による相談者（延べ人数）	9,648	9,144	8,706	8,900	9,100	—
	③ 家族教室参加者（延べ人数）	59	86	37	42	47	—

（問題点・課題分析）	精神障がい者は、家族や周囲の方との人間関係の影響をうけやすく、ストレスに対して脆弱であり病状の変化を起こしやすい。 そのため、病気の理解や接し方等の学習の場としての、普及啓発事業や家族教育が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	家族会、こころの健康相談者、家族教室等からの家族・関係者からの相談について、充実をはかる。	相談員、家族、関係者からの相談の充実に努めた。	日々の相談を受けるなかで、精神保健の普及啓発に反映していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-58	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	精神保健福祉ネットワーク事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	与儀
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-02	精神保健福祉連絡協議会運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 5年度		根拠	荒川区精神保健福祉連絡協議会設置要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	1 精神保健福祉活動を行う機関・団体で構成する精神保健福祉連絡協議会を設置し、地域における精神保健福祉のネットワークの充実と荒川区の地域精神保健福祉施策の推進を図る。 2 実務担当者のネットワークとして、精神保健福祉ネットワーク会議を開催する。						
対象者等	協議会は、福祉部長・健康部長・精神科医師・精神保健福祉センター所長・学識経験者・区内施設係者・民生委員・荒川区精神障害者家族会及び当事者・社会復帰施設・商店街連合会の推薦などで委員を構成し、精神保健福祉ネットワーク会議は関係機関の実務担当者が参加する。						
内容	1 精神保健福祉連絡協議会における協議事項 (1) 精神保健福祉活動の推進に関すること (2) 関係機関、関係団体の協力体制の整備に関すること (3) 精神保健福祉の正しい知識の普及・啓発に関すること (4) 自助グループ、協力団体等の育成に関すること (5) その他、協議会会長が必要と認める事項 2 精神ネットワーク会議は、精神保健福祉の最新情報・事例検討・施設紹介などの情報交換を通して、関係機関相互の「顔の見えるネットワークづくり」をめざす。						
経過	平成17年度 ・構成員の見直しに伴う要綱・要領を改正（支援センターアゼリアの代表を委員に加える等） ・薬物・酒害相談関係機関連絡会および精神保健福祉関係機関連絡会を一本化した上、荒川区精神保健福祉連絡協議会の実務担当者のネットワーク会議として位置付け ・委員謝礼の廃止						
必要性	精神保健福祉に関する幅広い情報提供を相互に行うことで、「顔の見えるネットワーク」を構築し、複雑困難事例の処遇や普及啓発活動等を行うことができる。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 連協の委員任期 平成23年4月～平成26年3月 年間1回の実施 2 ネットワーク会議は年4回。区内外の医療機関等関係機関への実務担当者の参加を呼びかけている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	173	173	186	177	177	179
①決算額（27年度は見込み）	94	138	169	126	127	106	202	
②人件費等	6,922	3,104	3,933	5,498	4,339	3,739		
③減価償却費		1,113	1,866	2,582	2,535	2,276		
【事務分担量】（%）	85	39	60	80	75	70		
合計（①+②+③）	7,016	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	202	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	7,016	4,355	5,968	8,206	7,001	6,121	202	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
連絡協議会開催（回数）		1	1	1	1	1	1	1
ネットワーク会議（回数）		4	4	4	4	4	4	4
ネットワーク会議参加者（人数）		133	130	193	201	201	164	200
参加団体数		32	42	44	50	52	56	58

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	外部委員・講師謝礼	124	報償費	外部委員・講師謝礼	100	報償費	外部委員・講師謝礼	173
需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	2	需用費	食糧費	2
使用料等	会議室使用料	1	使用料等	会議室使用料	4	使用料等	会議室使用料	27

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 精神保健福祉ネットワーク 会議参加者数	201	201	164	200	220	—
	② 精神保健福祉ネットワーク 会議参加団体数	50	52	56	58	60	—
	③						

（問題点・課題分析）	1精神障害者に対し、精神保健福祉に関する行政と関係機関同士の連携した支援を円滑に遂行できるようネットワーク会議を実施している。参加団体数は年増加しており、参加者のニーズを把握することを目的にアンケートを実施している。 2精神保健福祉制度の変更や国の動向を鑑み、関係者に最新情報を提供できるよう企画し、情報交差点の役割が担えるような会議を実施する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	顔の見えるネットワークづくりをめざして、参加団体数の増加と内容の充実を図る。	参加者にアンケートを基にテーマを設定し、参加者のニーズを反映した。内容としては精神科救急、事例検討、警察の関わりなどであった。	障がい者のニーズが高いテーマとしては就労支援、関連施設の情報、子育て世代のメンタルヘルス問題などに取り組む予定。
②	参加団体からの積極的な情報提供を働きかける。	新規に開設された施設や団体に周知して、支援者側のネットワークを充実させることができた。	精神保健福祉の関係団体は年々増加しており、参加団体相互の交流を図る場としての活用を図る。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	関係機関のネットワークを充実させ、事例の多様化に対応する。

況議会（要質問状）	なし
-----------	----

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-59	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	薬物・酒害対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鈴木	内線	2688	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-03	薬物・酒害対策事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 8年度		根拠	荒川区基本計画・実施計画、保健医療計画、精神保健福祉法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	①薬物・酒害相談 薬物・アルコール依存症者及び家庭環境の事情に応じて適切・総合的に対応し、健康回復と社会復帰を促進する。 ②薬物乱用防止対策 関係機関と連携し、乱用防止の普及啓発を推進する。						
対象者等	①相談対象は薬物、酒など嗜癖問題に悩む区内在住者 ②区関係部署と更生保護施設等や小中学校との連携						
内容	薬物・酒害相談 …… 精神科医師と民間相談員による専門相談。年間24回（各月1回相談員2名） <予約が必要であり、各回3名まで相談できます> 保健師による訪問・面接・自助グループ、医療機関の紹介 薬物乱用・酒害の予防及び対応に関する区民への講演会（年間1回） 薬物乱用予防教育（年間7校）						
経過	平成13年2月 区内薬店・薬局11個所に「薬物相談窓口」を設置。家族教室廃止。 平成14年度 薬物酒害相談にアルコール依存リハビリ施設（ワン・ステップ）と薬物依存リハビリ施設（ダルク）の回復者による民間相談を導入。薬物相談関係機関連絡協議会は薬物相談関係機関連絡会として継承。 平成15年度 薬物相談関係機関連絡会と酒害相談関係機関連絡会を統合し、薬物酒害関係機関業務連絡会（年2回）を開催。東京都薬物乱用防止推進荒川地区協議会の事務局を担う。 平成17年度 薬物酒害関係機関業務連絡会と精神保健福祉関係機関業務連絡会を統合し、精神ネットワーク会議とし、荒川区精神保健連絡協議会の実務者レベルの会合と位置づける。 平成18年度 薬物乱用予防教育は障害者福祉課に移管。 平成20年度 東京都薬防協荒川地区事務局を保健所に移管。						
必要性	薬物依存症、アルコール依存症の健康回復・社会復帰には、当事者、家族など個人の方では限界があり専門機関との連携によるアプローチが不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ●臨時職員） ①薬物・酒害相談：専門的な支援と依存症からの回復モデルを示す支援体制。精神ネットワーク会議を活用し、精度を高める。②薬物乱用防止対策：薬物乱用防止荒川地区協議会や小中学校と連携する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		1,174	1,204	1,208	1,204	1,202	1,212
①決算額（27年度は見込み）		1,081	1,093	985	1,105	1,086	1,179	1,222
②人件費等		1,629	3,104	4,235	2,974	3,056	2,999	
③減価償却費			1,138	1,555	1,162	1,352	1,463	
【事務分担当】（%）		20	39	50	36	40	45	
合計（①+②+③）		2,710	5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	1,222
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		2,710	5,335	6,775	5,241	5,494	5,641	1,222
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	相談者延数（医師等専門相談）	47	59	61	79	61	52	65
	薬物酒害相談開催（回数）	23	23	23	23	24	23	24
	薬物乱用予防教育（実施学校数）	10	6	3	4	3	7	8

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	医師雇上・民間相談員	1,020	賃金	医師雇上・民間相談員	992	賃金	医師雇上・民間相談員	1,020
報償費	講演会講師謝礼他	40	報償費	講演会講師謝礼他	156	報償費	講演会講師謝礼他	166
需用費	図書・その他	26	需用費	消耗品等	25	需用費	消耗品等	29
使用料等	講演会場使用料	0	使用料等	講演会場使用料	5	使用料等	講演会場使用料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	医師等専門相談者延べ人数	79	61	52	65	90	—
②	保健師による相談者延べ数	817	663	448	500	900	—
③	—						—

（問題点・課題分析）	社会問題となった危険ドラッグを始め、様々な依存症について関係機関等と連携し、予防の普及啓発を進めていく必要がある。
	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、豊島区
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	自立支援施設等との連携を強化する。	自立支援施設等との連携をはかり、事業を実施することができた。	危険ドラッグの予防に取り組めるよう、薬物乱用予防教育に積極的に取り組む。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	様々な依存症に対応するよう取り組む。

況議（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-60	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	自殺予防対策事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	与儀	内線	2378	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-17-04	自殺予防事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	自殺対策基本法、精神保健福祉法、地域保健法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	自殺予防事業として、自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれるおそれのある方に接した際に、必要な機関へ繋ぎ、支えることができるよう、自殺予防のための全庁的な取り組みとする。						
対象者等	一般区民・区職員・関係機関職員						
内容	1 普及啓発活動 ①荒川区自殺予防手引き・こころと命のカード・bondカード・カード入りポケットティッシュを配布 ②区民及び関係者向け講演会の開催 ③関係各課が実施するイベントや図書館・区民ギャラリー等で普及啓発活動を実施 2 人材養成 ゲートキーパー研修・ゲートキーパーフォローアップ研修・依頼によるゲートキーパー研修の実施 3 関係機関との連携 実務担当者連絡会・自殺未遂者支援連絡会の開催 4 自殺未遂者への支援 日本医科大学・東京女子医大東医療センター・その他の関係機関と連携し自殺未遂者の支援を実施 5 若年世代の自殺予防相談事業を実施						
経過	平成18年10月 自殺対策基本法成立 平成21年度 管理職等を対象とした講演会「荒川区の自殺を考える」開催 平成22年度 全管理職・区議会議員職員を対象としたゲートキーパー研修を実施 日本医科大学・NPO法人自殺対策支援センターライフリンクと連携し、自殺未遂者の支援を開始 自殺予防実務担当者連絡会と自殺未遂者支援連絡会を実施 平成23年度 自殺未遂者支援連絡会の開催と「自殺未遂者調査研究事業報告書」を公表 平成24年度 東京女子医大東医療センターと連携し、自殺未遂者支援を開始 平成26年度 若年世代の自殺予防相談事業を実施（委託事業）						
必要性	尊い命を失わないためには、自殺のサインに気づき、関係者の連携した支援により、必要な機関に繋ぎ、支えるための仕組みを構築することが重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・ただし、若年世代の自殺予防相談事業については、平成26年度よりNPO法人bond Projectに委託。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額	208	2,062	6,542	1,863	1,681	5,143
①決算額（27年度は見込み）	80	1,038	5,441	1,511	1,128	4,771	4,641	
②人件費等	407	10,464	16,879	16,082	13,163	8,455		
③減価償却費		3,486	7,464	7,583	7,774	5,364		
【事務分担量】（%）	5	120	240	235	230	165		
合計（①+②+③）	487	14,988	29,784	25,176	22,065	18,590	4,641	
特定財源の推移	国							
	都	地域自殺対策緊急強化基金	0	913	5,441	1,510	4,748	2,000
	その他							
一般財源		487	14,075	24,343	23,666	20,938	13,842	2,641
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	うつ病セミナー参加者（人数）	80	0	-	-	-	-	-
	ゲートキーパー研修会参加者（人数）	-	153	583	542	550	304	400
	多分野合同研修参加者（人数）	-	-	-	-	-	-	-
	自殺予防講演会参加者数（人数）	69	156	167	184	94	135	150

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	445	報償費	講師謝礼	532	報償費	講師謝礼	485
旅費	視察旅費	0	需用費	印刷製本・消耗品	593	需用費	印刷製本・消耗品	599
需用費	印刷製本・消耗品	607	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,622	役務費	謝礼	200
役務費	電話料	26	使用料等	会場使用料	25	委託料	若年者の自殺予防対策等	3,243
委託料	封入委託	8				使用料等	会場使用料	114
使用料等	会場使用料	42						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 自殺関連相談（件数）	161	158	158	158	158	障害者福祉課の保健師が相談を受け、訪問・面接等の延数
	② 自殺者（人数）	43	39	38	37	36	警察庁統計による「地域の自殺者数の基礎資料」を参照
	③ ゲートキーパー研修受講者（人数）	542	630	304	400	400	区職員対象の研修と区民団体からの依頼による受講者数

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・全国及び都の自殺者数は減少しているが、区においては増減を繰り返している。 ・自殺既遂者の現状を分析し、自殺予防に繋げるための施策を再検討する必要がある。 ・高度救命医療機関や関係機関からの連絡により、子育て世代の自殺未遂者と既遂者の連絡が入るようになったが、自殺のサインに気づいた時に繋げるという視点を持った職員や区民はまだ少ない。 ・若年者の自殺予防として、教職員対象のゲートキーパー研修を充実する必要がある。 ・「若年世代の自殺予防事業調査報告書」がまとまったので、広報活動を進める必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	ゲートキーパー研修・フォローアップ研修の対象者を拡大する。	自殺のサインに気づいた時の対応についての理解をできるための職員の育成に努めているが、まだ不十分である。	職員だけでなく、一般区民を対象としたゲートキーパー研修を実施し、全区的な取り組みをめざす。
②	教員対象の自殺予防及びメンタルヘルス研修会を教育委員会と連携して推進する。	教員対象のゲートキーパー研修を実施しているが、全教員の受講には至っていない。	引き続き、教育委員会指導室と連携し、教員対象のゲートキーパー研修を実施する。
③	若年世代の自殺予防事業を展開するにあたり、委託法人と協働で関係機関への周知を図る。	区内の学校にはカードを配布し、普及啓発を行ったが、まだ不十分である。	自殺予防実務担当者連絡会で周知をし、職員や区民が手に取りやすい場所として洗面所等にカードを置く試みを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	自殺予防対策の充実を図る。

況議会 （要質 問状）	22年予特 「自殺予防対策の全庁的な組織化について」 22年二定 「区民に対するメンタルヘルス対策の充実と啓発について」
-------------------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-61	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者就労支援センター運営事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
						内線	2683
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-01	就労支援センター運営費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 15年度		根拠	障害者就労支援事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	身近な地域において就労を希望する者に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供することにより、障がい者の一般就労を促進する。また、就労中の者に対しては、職場定着を支援するとともに、離職時の調整や離職後の支援をすることによって、就労の維持・促進を図る。						
対象者等	身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持し以下の要件に該当する満15歳以上の者。 ①一般就労を希望する在宅の障がい者（児）・企業・事業所等に在職している障がい者（児） ②小規模通所授産施設や福祉作業所等の福祉的就労をしている障がい者（児）						
内容	・支援内容 就労面：就職相談、就職準備支援、職場開拓、職場実習支援、職業定着支援、離職時の調整及び離職後の支援 生活面：日常生活の支援、職業生活を続けるための支援、社会生活を築くための支援、将来設計や自己決定の支援 ・H26年度（3月末現在） 登録者数 405人（身体 62人、知的 231人、精神 112人） 新規就労実績 28人（身体 3人、知的 13人、精神 12人） 継続就労者数 199人（身体 28人、知的 122人、精神 49人）						
経過	H15年 6月 先進自治体の調査を開始 H15年 7月 区民及び関係機関と就労支援について考える会を開催、事業委託先の選定作業開始 H15年10月 事業委託先を決定、開所準備を開始 H15年11月 荒川区社会福祉協議会に事業を委託、委託先コーディネーターによる事業開始準備実施 H15年12月 就労支援事業を開始（荒川区障害者就労支援センター「じょぶあらかわ」業務開始） H19年度 都補助金が財調参入 H23年 4月 地域開拓促進コーディネーターを配置						
必要性	障がい者の就労支援を専門的に行う事業として必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ・荒川区社会福祉協議会に委託して実施 <職員配置> 常勤2名 非常勤3名 ・荒川区社会福祉協議会事務局2Fに設置名称「荒川区障害者就労支援センター」（じょぶ・あらかわ）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		20,402	19,852	19,757	20,288	21,841	22,693
①決算額（27年度は見込み）		20,402	19,851	19,756	20,288	21,819	22,693	22,970
②人件費等		1,181	1,291	423	826	832	1,545	
③減価償却費			726	156	323	338	650	
【事務分担当】（%）		25	25	5	10	10	20	
合計（①+②+③）		21,583	21,868	20,335	21,437	22,989	24,888	22,970
特定財源の推移	国							
	都			964	964	964	964	965
	その他							
一般財源		21,583	21,868	19,371	20,473	22,025	23,924	22,005
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	登録者（人）	257	289	308	332	363	405	410
	新規就職者数（人）	19	43	30	37	28	28	35

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	食糧費	134	需用費	食糧費	27	委託料	事業費・事務費・管理費	22,970
委託料	事業費・事務費・管理費	21,685	委託料	事業費・事務費・管理費	22,666			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 登録者数（人）	332	363	405	410	415	—
	② 新規就職者数（人）	37	28	28	35	40	—
	③ 就労継続者数（人）	173	187	199	200	205	—

（問題点・課題 指標分析）	①現在の「じよぶ・あらかわ」登録者は増加傾向にあり、特に精神障害者が増えている。より丁寧な対応が必要である。②就労継続者数の増加しており、今後も職場定着に向け、対応を継続していく。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	企業の状況も変化してきているので、それに合わせたきめ細かいフォローアップ・支援を進めていく。	就労継続者数は着実に増加しており、企業訪問など定着支援の成果が出ている。	ハローワークや就労支援課等の関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援を行っていく。
②	特別支援学校卒業後の障がい者の特性に合わせた職業選択を把握するため、特別支援学校とじよぶ・あらかわの連携を強化する。	ハローワーク足立障害者就労支援連絡会等関係機関の連携を行った。	特別支援学校とじよぶ・あらかわの他、ハローワーク足立等連携をしていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障がい者の就労に向けて安定した施設運営を支援する。

況議 （会 要質 問 状 ）	14年二定 「当事者意見の聴取について」
-------------------------------	----------------------

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-62	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者雇用支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	廣田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-02	障害者雇用支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 18年度		根拠	障がい者就労促進事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等	障がい者雇用支援事業補助金交付要綱			
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、当事者と雇用主の両方の視点から、障がい者の就労を支援する。						
対象者等	①障がい者を雇用している法人等 ②就労を希望する障がい者 ③区内の特例子会社						
内容	①障がい者就労促進事業 【障がい者就労訓練】清掃訓練、施設受付訓練、喫茶補助訓練、事務補助訓練を実施する 【ジョブコーチ派遣】区が認めた障がい者を雇用する企業に、最長3年間ジョブコーチを派遣し、職場定着を支援する ②障がい者雇用支援補助：他の制度において補助や助成の対象とならない障がい者を雇用する企業が障がい者雇用において必要な環境整備を行った際の費用の一部を補助する。 【対象経費】店舗等の借上げ経費、設備改修・備品購入等の経費、指導員の配置の経費等 【補助率】1/2 【補助金上限額】障がい者雇用（新規）一人あたり…年額150,000円 障がい者雇用（継続）一人あたり…年額100,000円 ③特例子会社支援：クリナップハートフル(株)に西日暮里六丁目障がい者支援施設を貸付けるとともに、障がい者雇用に係る支援（連絡調整・手話通訳者派遣等）を行い、障がい者の雇用促進を図る。						
経過	平成18年 7月 障がい者雇用支援事業開始 平成21年 3月 西日暮里六丁目障がい者支援施設開設 平成22年 4月 障がい者就労促進事業開始 平成23年 7月 事務補助訓練開始 平成24年12月 雇用支援補助の対象団体が事業を終了 平成25年 6月 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定 平成26年 4月 実地訓練としての事務補助訓練開始 平成27年 2月 荒川区における障がい者就労施設等からの物品の調達方針策定						
必要性	障がい者雇用に関する施策は障がい者の就労を支援し、生活のための収入を確保するために必要である。						
実施方法	（一部委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 【補助金交付・特例子会社支援】直営 【就労訓練・ジョブコーチ派遣】委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	国 都 その他	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		2,804	15,841	13,563	12,263	10,294
①決算額（27年度は見込み）		2,254	10,004	9,049	9,416	8,292	9,120	9,867
②人件費等		4,032	3,471	3,388	4,461	4,242	2,318	
③減価償却費			1,453	1,244	1,743	1,724	975	
【事務分担量】（%）		60	50	40	54	51	30	
合計（①+②+③）		6,286	14,928	13,681	15,620	14,258	12,413	9,867
特定財源	障害者施策推進包括補助事業補助金	1,402	5,194	4,676	5,092	4,157	4,886	4,714
一般財源		4,884	9,734	9,005	10,528	10,101	7,527	5,153
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	手話通訳者派遣（回）	1	1	4	3	3	0	3
	補助対象事業者（法人）	1	1	1	1	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	0	需用費	消耗品	19	需用費	消耗品	29
役務費	インターネット使用料	65	役務費	インターネット使用料	67	役務費	インターネット使用料	68
委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	8,227	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,034	委託料	手話通訳派遣、訓練等委託等	9,770

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	訓練受講者数（人）	20	20	33	35	35	
②	補助金算定対象障がい数（人）	10	0	0	0	0	補助対象団体が平成24年12月で事業終了
③	特例子会社数（社）	1	1	1	1	1	

（問題点・課題分析）	・障がい者就労訓練利用者は、3名就労することができたので、成果があった。今後は多くの利用者の就労を実現していく。
	（実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区） 実施：新宿区、墨田区、目黒区、大田区、渋谷区、板橋区、足立区、江戸川区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	就労訓練により習得した技能等を生かした職場で就労できるよう、訓練修了者の一般就労の選択の幅を拡大させる。	知的障がいや精神障害の方が、パソコン講習やビジネスマナーでパソコン操作以外に学んだ報告・連絡・相談や挨拶など企業に評価された。	障がい者就労訓練終了者の就労の拡大をはかるため、関係機関と連携を図る。
②	障がい特性に配慮した仕事を確保する。	ビジネスマナー講座で事務補助業務を行い、就労の機会の拡大となった。	パソコン講習やビジネスマナー講座について、拡大していく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者の就労支援・促進のため重要な事業である。

況議 （要質 問状 会 問 状）	
---------------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-63	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	作業所等経営ネットワーク支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	担当者名	廣田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-18-03	作業所等経営ネットワーク支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 21年度		根拠				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分		●計画 ○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障がい者の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、販路や受注の拡大、工賃の増収等に取り組むことで、障がい者の社会参加や勤労意欲の向上を図る。						
対象者等	区内福祉作業所（11カ所） 内訳：知的4カ所・精神6カ所・身体1カ所						
内容	<p>【概要】 現在、区内の福祉作業所において障がい者の就労に取り組んでいるが、作業の受注の拡大や調整については、各作業所の取り組みでは限界がある。そのため、区内の福祉作業所や関係機関のネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを区が行うことにより、利用者が福祉作業所から受取る工賃の引上げに結びつけるとともに障がい者の社会参加を図る。</p> <p>【業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業所に仕事を発注する企業等の開拓 ・自主製品の開発及び販路の拡大 ・作業所経営ネットワーク支援会議の開催 ・区内作業所の作業処理能力の調査及びニーズの把握 ・区内作業所を紹介するパンフレットの作成及び頒布 						
経過	平成21年度 事業開始 平成23年度 作業所コンサルタント業務委託開始（荒川ひまわり） 平成24年度 作業所コンサルタント業務委託（町屋・小台橋あさがお） 平成25年度 作業所コンサルタント業務委託（荒川ひまわり第2）※最終年度 平成26年度 就労支援施設経営研修実施						
必要性	障がい者の勤労意欲の向上及び自立支援を図るため、必要性が高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 平成21年度より作業所等経営ネットワーク支援事業専従の非常勤職員2名を配置し、福祉作業所の支援体制を強化した。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		5,609	5,193	8,627	8,587	8,709	5,795	5,908
①決算額（27年度は見込み）		5,070	5,113	8,483	8,508	8,581	5,551	5,908	
②人件費等		6,071	7,745	2,541	3,304	2,911	2,318		
③減価償却費			6,827	933	1,291	1,183	975		
【事務分担量】（%）		225	235	30	40	35	30		
合計（①+②+③）		11,141	19,685	11,957	13,103	12,675	8,844	5,908	
特定財源の推移	国								
	都	障害者施策推進包括補助事業補助金	5,070	5,113	8,448	3,500	4,307	2,599	0
	その他								
一般財源		6,071	14,572	3,509	9,603	8,368	6,245	5,908	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	区内作業所の平均月額工賃	9,905	10,036	10,581	10,888	12,372	11,814	12,300	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤2名	4,363	報酬	非常勤2名	4,365	報酬	非常勤2名	4,366
共済費	共済費	633	共済費	共済費	628	共済費	共済費	653
旅費	発注企業開拓	85	報償費	講師謝礼	10	旅費	発注企業開拓	86
委託料	作業所コンサルタント委託	3,500	旅費	発注企業開拓	73	需用費	消耗品	10
			委託料	ネットワークセミナー業務委託	473	役務費	雇用・発注促進謝礼	100
			使用料等	会場使用料	3	委託料	ネットワークセミナー業務委託	686
						使用料等	会場使用料	7

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	区内作業所の平均月額工賃(円)	10,888	12,372	11,814	12,300	12,400	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題 指標分析）	①経済状況の変化により、作業工賃は上昇することは、難しい状況である。しかし、多量、納期が短い作業にも各作業所が協力し、共同受注していく芽が出てきたので、今後はより広げていく必要がある。
	②各作業所がこれまでの作業にこだわらず、受注可能な高い工賃の作業にシフトすること。 ③紹介した仕事を利用者の状況に適していないと断る作業所があるが、積極的に受託し工賃向上につなげていく。
他区の実況	（実施 6 区 未実施 16 区 不明 0 区） 実施区：台東区・墨田区・江東区・目黒区・北区・足立区

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	単価の高い作業の受注機会を増やし、作業所の収益を向上させることにより、安定的な作業の確保を行う	就労支援施設経営研修で、工賃向上に向けた考え方を学んだ。参加職員の意欲は上がった。	作業所に積極的な作業の受託を促し、工賃向上につなげる。
②	オリジナル商品の開発と商品の維持・アップを図る	小台橋あさがおのパンでは、内容に定期的に変化をつけ、新しい製品の開発や工夫を行った。	他の自主生産品も可能な範囲で内容の変更を検討する。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	推進	区内の作業所利用者の工賃向上を図る。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	委員謝礼	436	報償費	委員謝礼	537	報償費	委員謝礼	610
旅費	費用弁償	0	需用費	食糧費	14	旅費	費用弁償	12
需用費	食糧費	13	委託料	介助者委託	176	需用費	食糧費	14
委託料	介助者委託	134				委託料	介助者委託	189

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	—						—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	年回4回実施	年間4回実施することができた。	定期的に協議会を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-65	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者プラン策定事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	廣田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-19-97	障害者計画等策定事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和 ●平成 16年度		根拠	障害者基本法「市町村の障害者計画策定に関する指針について」、障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	障害者基本法に基づく障がい者プラン及び障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画を策定し、区における障がい者福祉施策の方向性を示す。						
対象者等	身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳の所持者 平成27年4月30日現在対象者全数 10,024人（*荒川区保健福祉月報） （身体障がい者7,035人 知的障がい者1,333人 精神障がい者1,656人）						
内容	荒川区障がい者プラン及び障がい福祉計画について、国の指針に基づき定めたサービスの見込量やそれを確保するための方策を見直し、改定する。						
経過	平成11年2月5日 荒川区障害者プラン策定委員会運営要綱制定 平成12年3月 平成12年度から平成17年度までの障がい者プラン策定 平成17年1月～ 障がい者プランのための実態調査実施 平成19年3月 平成18年度から平成23年度までの障がい者プラン策定に併せて第1期障害福祉計画（平成18年度～20年度まで）を策定 平成21年3月 第2期障害福祉計画（平成21年度～23年度）策定 平成23年2月 障がい者プランのための実態調査実施 平成24年3月 平成24年度から平成29年度までの障がい者プラン策定に併せて第3期障がい福祉計画（平成24年度～26年度まで）策定 平成25年4月 法改正（障害者自立支援法→略称・障害者総合支援法 平成27年3月 第4期障がい福祉計画（平成27～29年度まで）策定						
必要性	荒川区における障がい者福祉施策の基本となるものであり、策定は必須である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額		0	4,116	1,018	0	0	1,034
①決算額（27年度は見込み）		0	2,715	626	0	0	543	0
②人件費等		407	2,756	10,163	578	416	5,021	
③減価償却費			1,017	3,732	226	169	2,113	
【事務分担量】（%）		5	35	120	7	5	65	
合計（①+②+③）		407	6,488	14,521	804	585	7,677	0
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		407	6,488	14,521	804	585	7,677	0
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	障害者実態調査対象者数		9300					

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
			報償費	委員謝礼	395			
			需用費	食糧費	11			
			委託料	議事録作成等	137			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	—						—
②	—						—
③	—						—

(問題点・課題分析)	—
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区) 策定委員の身体介護について委託を行っている。

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定する。	第4期障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定した。	平成29年度に第4期障がい者プラン及び第5期障がい者福祉計画策定
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	継続	平成27年3月に障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定した。

況議会(要質問状)	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	● 事務事業コード	07-05-68	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	親なき後支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	小林	内線	2693	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-21-01	親なき後支援事業費					
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 24年度		根拠	障害者グループホーム設置促進事業補助金交付要綱等			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ○都基準内 ●区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	02 高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06 障がい者の地域社会での自立支援					
目的	世話人等による支援を受けながら暮らすことができるグループホーム（以下「GH」という。）を充実させるとともに、成年後見制度の利用の促進及びライフプラン事業を行うことにより、障がい者が住み慣れた荒川区で安心して暮らし続けることができるようにする。						
対象者等	【GH設置促進補助】区内にGHを設置しようとする社会福祉法人等 【成年後見制度利用促進（区長申立による）】判断能力が不十分な知的・精神障がい者のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある人						
内容	【GH設置促進補助】新設・増設経費のうち、東京都補助金の対象外経費に対し区が補助を実施する。 基準額：定員1人当たり800千円 補助率：3/4（備品等購入費、工事期間中の家賃・光熱水費等） 【成年後見制度利用促進】 ①区長申し立て…本人に代わり契約行為・財産管理等を行う者又は本人による法律行為を助ける者を選任する成年後見制度について、本人申し立てが困難な場合に区長が後見開始の申し立てを行う。 ②事務費及び後見料等助成…区長申し立てにより後見開始となった者のうち、生活保護受給者等の低所得者について後見等開始申立に係る事務費及び後見料を助成する。 ③後見人等報酬助成…報酬付与審判において決定された額を成年後見人等に対し報酬として助成する。 【ライフプラン事業】 障がい者の将来像を描き、現在の支援のあり方を見直すことのできる「ライフプラン」の作成を支援するため、「ライフプランナー」による個別相談やプラン作成のワークショップを開催する。						
経過	平成23年 6月 研究会立ち上げ 平成24年 4月 事業開始 平成25年 7月 成年後見制度における後見料助成事業開始 障がい者就労施設優先調達等検討委員会を設置 平成26年 1月 成年後見制度パンフレットの作成 平成26年 3月 成年後見制度に係る講演会実施 平成26年 7月 荒川区自治総合研究所による「親なき後」に関する報告書の発行 平成27年度 新規事業「ライフプラン事業」開始						
必要性	障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、食事等の日常生活における支援が必要不可欠であり、世話人による支援を受けながら暮らすことができるGHは必要不可欠である。また、障がい者本人だけでなく、家族等も親なき後について考える機会が必要になっている。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） ライフプラン事業において、ライフプランの作成支援を派遣職員が行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	項目	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額				11,010	13,345	12,892
①決算額（27年度は見込み）				0	2,861	8,417	18,045	
②人件費等			2,710	2,644	3,887	3,624		
③減価償却費			995	1,033	1,690	1,626		
【事務分担当】（%）			32	32	50	50		
合計（①+②+③）		0	0	3,705	3,677	8,438	13,667	18,045
特定財源	国 障害者地域生活支援事業補助金					163	29	621
	都 障害者地域生活支援事業補助金					81	14	310
	その他 雑入				0	0	106,600	0
一般財源		0	0	3,705	3,677	8,194	-92,976	17,114
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	GH誘致数（床）				7	0	20	23
	ワークショップ回数（回）							2

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会講師謝礼	64	役務費	診断書料等	102	報償費	財産保全申立、ワークショップ	1,052
需用費	パンフレット作成	403	負担金補助等	GH設置補助	8,311	需用費	ライフプラン作成費用等	711
役務費	診断書料等	52	公課費	申立費用等	3	役務費	ライフプランナー派遣費用等	1,318
使用料等	会場使用料	6				委託料	ライフプラン封入委託	18
負担金補助	GH設置補助	1,832				使用料等	会場使用料	14
扶助費	後見人報酬助成	500				備品購入費	相談用カウンター	33
公課費	申立費用等	4				負担金補助等	GH設置補助	13,800

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① GH誘致数（床）	0	7	20	23	23	GH開設日を基準とする
	② 区长申立て件数（件）		1	1	3	5	
	③ ライフプランワークショップ（回）				2	4	

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・居住の場としてGHが必要とされているが、利用に伴う契約行為や金銭管理等の権利擁護についても制度等の周知をしていく必要がある。 ・ライフプラン事業について障がい者やその家族、事業者に対して周知を行い、軌道に乗せる必要がある。
他区の実況	<p>（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区）</p> <p>国の「地域生活支援事業実施要綱」を根拠とする成年後見制度申立て及び成年後見人等の報酬助成を実施している。（直営か委託かは区ごとに異なる。）</p> <p>ライフプラン事業については他区実施は無。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区自治総合研究所の研究結果を踏まえた事業を検討していく。	ライフプラン作成にかかるライフプランナーの配置及びワークショップの開催について準備を行った。	ライフプラン事業が軌道に乗るよう、利用者・事業者等に周知をはかる。ライフプランナーの育成の向上をはかる。
②	GHの開設支援と合わせて、成年後見制度の更なる周知をしていく。	GH開設支援の相談及び経費補助を行った。	成年後見制度の更なる周知をしていく。
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
重点的に推進	重点的に推進	障がい者が地域で安心して暮らし続けるための支援策を推進する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-69	戦略プラン	<input type="checkbox"/> 協働	<input type="checkbox"/> 業務	<input type="checkbox"/> 財務	<input type="checkbox"/> 人事
事務事業名	障がい者虐待防止事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	鎌田	内線	2683	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-22-01	障がい者虐待防止事業費					
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 新規事業（ <input type="checkbox"/> 27年度 <input type="checkbox"/> 26年度）		<input type="checkbox"/> 建設事業		<input checked="" type="checkbox"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 24年度		根拠	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律			
終期設定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 年度		法令等				
実施基準	<input checked="" type="checkbox"/> 法令基準内 <input type="checkbox"/> 都基準内 <input type="checkbox"/> 区独自基準		計画区分	<input type="checkbox"/> 計画		<input checked="" type="checkbox"/> 非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	養護者や福祉施設職員による障がい者虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行い、支援等の促進を図る。						
対象者等	虐待を受けた又は受けたとされる障がい者、その家族、福祉施設従事者等、虐待の通報の担い手としての区民						
内容	<p>平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、区役所障害者福祉課に荒川区障がい者虐待防止センターを設置する。</p> <p>【虐待の通報受理・事実確認等の体制整備】</p> <p>虐待の通報や相談を受け、都への報告及び障がい者への必要な支援を行う。</p> <p>①通報・届出・相談→②区による事実確認→③対応方針会議（弁護士や臨床心理士及び精神科医師による専門的助言）→④必要に応じて専門的対応又は緊急一時保護を実施（成年後見申立、臨床心理士によるカウンセリング、精神科医師のセルフネグレクト（自己放任）対応含む）</p> <p>【関係職員の資質向上】</p> <p>資質向上のための研修等</p> <p>【広報・普及啓発】</p> <p>通報義務や救済制度について、区民や関係者等に対して広報・啓発を実施する。</p>						
経過	<p>平成24年10月 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行</p> <p>荒川区障がい者虐待防止センターを、区役所障害者福祉課に設置</p> <p>平成25年12月 休日・夜間障がい者虐待通報受付（コールセンター）委託開始</p>						
必要性	障がい者が安心して生活するためには、権利擁護と虐待の防止は極めて重要である。						
実施方法	<p>（一部委託）（直営の場合 <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 臨時職員）</p> <p>休日・夜間の障がい者虐待通報受付（コールセンター業務）は民間業者に委託</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
予算額					1,990	2,111	1,703	
①決算額（27年度は見込み）					634	583	1,703	
②人件費等				3,304	2,640	2,079		
③減価償却費				1,291	1,183	975		
【事務分担量】（%）				40	35	30		
合計（①+②+③）	0	0	0	4,595	4,457	3,637	1,703	
特定財源	国				754	163	521	
	都					81	0	
	その他							
一般財源	0	0	0	4,595	3,703	3,393	1,182	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	虐待通報受理件数（件）				5	1	8	7

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	弁護士謝礼	26	報償費	講演会謝礼	13	報償費	講演会謝礼	33
需用費	リーフレット作成費等	429	需用費	虐待防止対応手引き等	146	需用費	パンフレット等	400
委託料	コールセンター委託料	173	役務費	弁護士相談料	26	役務費	財産保全申立弁護士報酬	816
使用料等	講演会場・備品賃借料	6	委託料	コールセンター委託料	393	委託料	コールセンター委託料	454
			使用料等	会場使用料	4			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	虐待通報受理件数（件）	5	1	8	7	6	—
②	—						—
③	—						—

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障がい者虐待の通報義務・救済制度等について、広く区民・関係者に周知する必要がある。 関係事業所等については、虐待防止のための研修等を行い、さらに意識を高めていく必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 法定事業

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	介護事業所職員や民生委員等を対象に、虐待の具体例に基づく意識啓発や注意喚起等、更なる意識向上のための講演会等を実施する。	平成27年1月に介護事業所職員や民生委員等を対象に障がい者虐待防止講演会を行った。	障がい者虐待防止の浸透のため、広く一般区民に向けた講演会等を実施する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議会（要質問状）	
-----------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-70	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	障がい者相談支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀	
			担当者名	上野	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-16-02	障がい者相談支援事業運営費					
事務事業の種類	●新規事業（●27年度 ○26年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 27年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援				
目的	精神障がい者相談支援事業所（委託）において、近年増加傾向にある精神障がい者からの相談に応じるとともに、区及び関係機関と連携の上、専門的な相談支援を要する支援困難者への対応を行う。区及び区立精神障害者地域生活支援センターを含めた精神障がい者相談支援体制を確立することにより、より多くの要支援者に対し、より早い段階で必要な支援を行っていく。						
対象者等	区内に住所を有する精神障がい者及びその家族等						
内容	(1) 障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。 ①福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ②社会資源を活用するための支援 ③社会生活力を高めるための支援 ④権利擁護のために必要な援助 ⑤障がい者のニーズや状況に応じた専門機関の紹介 ⑥その他、地域生活において障がい者が必要とする相談支援に関すること (2) 区及び関係機関と連携し、訪問相談を含めたきめ細かいサービスの提供を行うとともに、専門的な相談支援を要する困難ケース等にも対応する。						
経過	平成26年 報償費・需用費（委員会経費）、委託料の予算案を決定。 平成27年 選定委員会を設置し、公募型プロポーザルにより事業者選定の上、事業開始予定						
必要性	年々増加している精神障がい者のこころの安定・回復及び社会生活の支援のため、必要な事業である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 今後行う公募型プロポーザルにより実施事業者を選定						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額							0
①決算額（27年度は見込み）							0	19,571
②人件費等								
③減価償却費								
【事務分担当】（%）								
合計（①+②+③）		0	0	0	0	0	0	19,571
特定財源	国							149
	都							74
	その他							
一般財源		0	0	0	0	0	0	19,348
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1日平均相談件数（面接・電話計）							9

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
						報償費	選定委員会委員謝礼	119
						需用費	食糧費	2
						委託料	相談支援事業運営費	19,450

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	相談件数（件）				1,582	2,550	※27年度は8カ月の見込み
②							
③							

（問題点・課題分析）	平成27年度夏頃を目途に事業所を開設するとともに、区及び区立精神障害者地域生活支援センターと連携の上、精神障害者の相談支援体制を確立していく必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	(27年度新規事業)	(27年度新規事業)	平成27年夏頃に事業所を開設し、関係機関と連携の上、訪問相談を中心に実施していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	年々増加している精神障がい者に対し必要な支援を推進していく。

況議会（要質問状）	平成27年2月会議「アゼリアでの相談支援は充足しているのか。新たな地域活動支援センターの進捗状況は？」
-----------	---

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-71	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事	
事務事業名	相談事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀		
			担当者名	塚原	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-01	相談事業費						
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業		●それ以外の継続事業			
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	身体障害者福祉法、荒川区立心身障害者福祉センター条例等				
終期設定	○有 ●無 年度		法令等					
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画		○非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成					
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援					
目的	区内在住の障がい児者等が、福祉・医療・発達・訓練・教育等に関する問題解決を図れるように援助するとともに、地域での社会参加を支援する。また、地域の人たちが、障がい者に対する理解を深められるように、啓発活動を行う。							
対象者等	心身障がいに係わる相談希望者							
内容	<p>【相談】①一般相談：心身の発達や障がいに関わる健康・療育・訓練・教育等に関わる相談に応じ適切な問題解決を図れるように援助する。②健康相談：医師（整形外科・小児神経科）が直接医学相談に応じる。また、看護師が健康についての相談に応じ、助言を行う。③心理相談：心理判定・評価等を交えながら、適切な助言を行う。④障害児加算に関する判定：子育て支援部・福祉事務所の依頼により、荒川区特別支援児保育事業実施要綱第8条、児童福祉法に基づいた障がい程度・適合性に関する判定を行い報告する。</p> <p>【サークル育成事業】高次脳機能障がいや難病等による中途障がい者の地域での自立生活と社会参加の促進を図るため、サークル活動等を支援し、豊かな生活ができるように援助する。（H26.3時点で2サークル）</p> <p>【地域啓発事業】施設公開、センターの事業を通して、利用者及び障がい者への理解を深める。また、ボランティア等の受け入れも図っている。</p>							
経過	<p>昭和48年 6月 事業開始</p> <p>平成13年 2月 障がい者地域自立生活支援センター事業の施行開始。</p> <p>平成19年 4月 心身障害者福祉センター事業のうち荒川生活実習所及び同福祉作業所の運営を指定管理者へ移行した。このことに伴い心障センターは障害者福祉課の一係となる。</p> <p>平成21年 2月 エコセンター1階（旧荒川保健所）に移転。</p> <p>平成22年 4月 就学後の相談事業を拡大するため、コーディネーター2名を配置する。</p>							
必要性	気軽に相談できる窓口が身近にあることは、区民サービスの基本である。また、センター専門スタッフの対応により基本的なサービスが実施できるので、より一層効果的な相談が行える。							
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）</p> <p>1. 相談は福祉職と看護師で対応する。</p> <p>2. 各サークル等の活動については、各団体の主体性を尊重し、必要な支援を行う。</p>							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算額		5,519	5,553	5,557	5,509	6,472	4,440	4,341
①決算額（27年度は見込み）		5,357	5,425	5,441	5,366	4,260	4,405	4,341	
②人件費等		29,028	39,837	22,019	16,059	16,052	15,782		
③減価償却費			25,419	8,086	7,358	6,523	9,330		
【事務分担当】（%）		791	875	260	228	193	287		
合計（①+②+③）		34,385	70,681	35,546	28,783	26,835	29,517	4,341	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	506	429	380		156	157	
	都	障害者地域生活支援事業補助金	253	215	190		78	78	
	その他								
一般財源		33,626	70,037	34,976	28,783	26,601	29,282	4,341	
実績の推移	事項名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
	一般相談及び医学相談（件数）	229	302	340	308	362	353	360	
	各サークル活動実施状況（回数）	66	38	34	35	36	31	35	
	心理相談（件数）	197	303	355	462	525	396	390	

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤看護師等	3,822	報酬	非常勤看護師等	3,823	報酬	非常勤看護師等	3,825
共済費	社会保険料	274	共済費	社会保険料	261	共済費	社会保険料	265
需用費	食糧費、消耗品費等	164	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	3
			需用費	食糧費等	232	需用費	食糧費等	248
			備品購入費	AED購入費	89			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 一般相談及び医学相談（件）	308	362	353	360	370	23年度から心理職増員により受入枠増
	② 心理相談（件）	462	525	368	390	410	26年度より幼児の心理相談を療育につなげたので、相談件数減
	③ 各サークル活動回数（回）	35	36	31	35	40	

（問題点・課題分析）	・潜在する相談者の掘り起しとして、セミナー等とおして、広く区民にたんぼぼセンターの相談業務について周知していく必要がある。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	・相談支援体制として、他機関との連携を広げていく。	・サービス担当者会議や圏域会議等に積極的に参加し、他機関との協力を深めていく。	・様々なジャンルのセミナーや講演会を企画し、たんぼぼセンターの情報を提供していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
推進	推進	障害者総合支援法必須事業であり、相談支援事業の充実を図る。

況議 （要 質 問 状）	
--------------------------	--

事務事業分析シート（平成27年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-72	戦略プラン	○協働 ○業務 ○財務 ○人事	
事務事業名	機能訓練事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	小堀
		担当者名	榎本	内線	414
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（27年度）	01-02-02	機能訓練事業費			
事務事業の種類	○新規事業（○27年度 ○26年度）		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	48年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区立心身障害者福祉センター条例	
終期設定	○有 ●無	年度	法令等		
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	●計画 ○非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市		
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成		
	施策	06	障がい者の地域社会での自立支援		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅡ型事業 身体に障がいのある区民に対し、機能回復訓練、生活訓練、創作活動等を行い、日々の生活の充実と生活力の向上を図り、地域での生活を支援する。 ・健康増進法に基づくリハビリ事業 心身の機能回復を図るために、運動療法・音楽療法などの講座を開催し、障がいの軽減・克服、日常生活の充実、社会参加等への支援を行う。 				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・区内在住の18歳以上の身体障がい者及び高次脳機能障がい者（原則、介護保険認定者を除く） ・健康増進法に基づく事業は、40歳以上の身体障がい者。 				
内容	<p>【地域活動支援センターⅡ型事業】</p> <p>肢体不自由・聴覚・言語・視覚障がい者向け訓練を半日コースで実施（定員8人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由：火 午前 1コース/週 ・言語：月・水 午後 2コース/週 ・視覚：火・木 午前・午後 4コース/週 <p>中途障がい者の生活訓練・社会参加プログラムを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク（定員8人）月・水・金 午前 ・高次脳グループ（定員10人）月～金 午前・午後 <p>【健康増進法に基づく事業】 リハビリ講習会（定員各コース20人）1コース10回 年間3コース実施</p>				
経過	<p>昭和48年 心身障害者福祉センター開所。指導訓練部門として発足。</p> <p>平成15年 機能回復訓練を身体障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成17年 若年中途障がい者デイサービスを障害者自立支援法の障がい者デイサービス事業として実施。</p> <p>平成18年 身体障がい者身体障がい者向け機能訓練を障害者自立支援法の地域生活支援生活支援事業として実施。</p> <p>平成20年 老人保健法→健康増進法。送迎用リフト付き車両による送迎開始。</p> <p>平成23年 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練事業を開始。</p>				
必要性	障がいの負担軽減・克服・機能維持は、障がいのある人の願いであり、また、地域での自立生活を支援するためにも必要性の高い事業である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 各訓練毎に、専門職がチームを組み支援を行っている。				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額			6,357	6,310	15,962	13,714	13,656	13,949
①決算額（27年度は見込み）			6,082	3,145	12,563	12,142	12,881	12,013	14,023
②人件費等			10,100	16,621	13,974	14,172	14,996	16,008	
③減価償却費				7,117	5,132	5,970	7,064	7,640	
【事務分担量】（%）			180	245	165	185	209	235	
合計（①+②+③）			16,182	26,883	31,669	32,284	34,941	35,661	14,023
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	1,008		649	607	685	664	
	都	障害者地域生活支援事業補助金等	2,536	2,536	3,467	4,501	4,587	3,205	4,930
	その他								
一般財源			12,638	24,347	27,553	27,176	29,669	31,792	9,093
実績の推移	事項名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	延べ利用人数		1,726	2,130	2,691	2,890	2,845	3,000	3,150
	訓練在籍人数		94	90	94	94	96	99	102

予算・決算の内訳								
平成25年度（決算）			平成26年度（決算）			平成27年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬等	7,720	報酬	非常勤報酬等	7,698	報酬	非常勤報酬等	8,194
共済費	社会保険料	1,072	共済費	社会保険料	1,065	共済費	社会保険料	1,132
報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620	報償費	講師謝礼	620
旅費	旅費	4	旅費	旅費	11	旅費	旅費	7
需用費	消耗品等	182	需用費	消耗品等	203	需用費	消耗品等	226
扶助費	送迎車両雇上	3,283	扶助費	送迎車両雇上	2,414	扶助費	送迎車両雇上	3,844

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		24年度	25年度	26年度	27年度 見込み	目標値 (28年度)	
①	訓練在籍人数	94	96	95	97	99	—
②	高次脳機能障がい者在籍人数	12	12	12	14	15	23年度より高次脳機能障害に特化したグループ開始
③	—						

（問題点・課題分析）	高次脳機能障がいについて、地域での理解を深めていく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成26年度に実施した改善内容および評価	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	—	—	—
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
27年度	28年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （会 要 質 問 状）	21年決特 高次脳機能障がい者に対する支援について 21年四定 高次脳機能障がい者の社会復帰施設機能の充実について
-------------------------------	--